これまでにいただいた町長直通便について(H30.4月~H30.6月受付分)

No.	いただいたご意見等の概要	回答内容	担当部署
222	一上山中腹にある文化財の岩屋の内部に草(つた)が生い茂り、史跡の中がわからない。草刈りなどの管理はどうなっているのか。 ②国定公園内の山の花の保護について 二上山を含む国定公園内は立ち木だけでなく、草花も抜いたり持ち帰ることは禁止されている。しかし、心ない登山者が抜き取っていったり花を摘んだりしている。国定公園内であることの周知の看板の設置を。また、管理で行っている草刈りでササユリ等の貴重な草花も刈られている。管理方法について検討してもらいたい。 ③道路のごみについて 二上山の周辺道路脇にゴミが多く散見され、町民として恥ずかしく思う。行政でゴミ拾いするのは限界があると思うので、有志の人でゴミ収集する仕組みがつくれない。また、大阪のの関道の管理は関けられていた。	①現地を確認しましたところ、ツタが覆い茂り、遺構が確認できなくなっておりましたので、早急に対応するように手配いたします。なお、草の撤去については、草刈り機等を使用すると遺構を損傷させる可能性がありますので、除草剤等を使用して撤去するようにいたします。 ②看板の設置につきましては、大阪府農と緑の総合事務所が所管となっていますので、大阪府と検討いたします。 万葉の森は大阪府の公園施設のため維持管理は大阪府より委託を受けており、その業務の実施要領に、必要最小限の伐採は必要な業務となっております。しかし、他の登山者からも寄せられておりますササユリの伐採ですが、今年は刈る時期を少し遅くして、ユリの開花が終わるころに草刈りを行うよう指示しております。 園内の案内看板等については、昨年度、葛城市、香芝市及び本町で共通した道案内の看板を設置しましたが、完全に網羅はできていないと思いますので、今後、登山者からの要望があれば必要に応じて追加を検討してまいります。 今後とも、本町の有する貴重な自然環境を保護し、より多くの方にその美しさを知っていただけるよう維持管理等に努めてまいります。 ③行政主導でそのような団体を立ち上げるのではなく、有志の人が何人かお集まりになり、そういった機運が高まるのであれば是非お願いしたい。当面は、太子町の現業職員において冬場を中心に広域農道の清掃を行いたいと思います。 国道166号については大阪府管理で、交通支障や雨水排水支障が起きているようなら対応してくれるのですが、支障が無ければ直ぐに動いて頂けないのが現状です。	①生涯学習課 ②観光産業課 ③地域整備課
223	ごみ収集車が住宅地内をかなりのスピードで走るのを見かける(細い道路との交差点もスピードを緩めずに)。事故になる前に指導していただきたい。	交通ルールを遵守し安全運転を徹底するよう、委託業者に指導を行いました。	生活環境課
		清潔で美しい公衆トイレは、町の印象を決める重要事項です。そのため、定期的な清掃を含め、不特定多数の来訪者に対応するため、日頃より維持管理には特段の配慮を行っているところです。今回ご指摘いただいた点につきましては、貴重なご意見として公衆トイレの維持管理の課題として生かしてまいりたいと考えます。	総務政策課 地域整備課 観光産業課
225	No.222の②の回答について、「必要最小限の伐採」とは どの程度なのか。	散策路となる園路部分は刈っていきます。	観光産業課
	農業機械等の簡易タンクでのガソリンの販売について、農協の営農センター等で販売してもらえるよう働きかけをしてほしい。 車絡先等が不明なものは含まれていません。	JA大阪南営農経済課に要望をいたしましたが施設及び設備がないため、混合油・ガソリンの取り扱いはできないとの回答がありました。	観光産業課

[※] 連絡先等が不明なものは含まれていません。